

○学校感染症(出席停止)についてのお知らせ

医師に学校感染症（下記参照）と診断された場合は、学校保健安全法の定めにより出席停止となりますので、速やかに学校に連絡してください（学校は欠席扱いになりません）。

医師の指示等に従って自宅で療養し、他へ感染させるおそれがなくなって登校する際には、下記の「治癒報告書」に保護者の方が必要事項を記入し、受診を証明できる物（医療機関の領収書、薬の説明書等のコピー）を添付して担任に提出してください。

〈学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止の期間の基準〉

分類	感 染 症 名	出 席 停 止 期 間 の 基 準
第一種	エボラ出血熱、 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう、 南米出血熱、 ペスト、 マールブルグ病 ラッサ熱、 急性灰白髄炎、 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで（＊１）
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適切な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで（＊２）
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退後2日を経過するまで
	結核	症状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	腸管出血性大腸菌感染症、 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎、 コレラ、 細菌性赤痢 腸チフス、 パラチフス その他の感染症 （マイコプラズマ感染症、 感染性胃腸炎 溶連菌感染症 等）	症状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

（＊１） 発症（発熱等）した日を0日目とし、翌日を1日目と数えて、発症後5日を経過し、かつ解熱した翌日を1日目とし、解熱後2日を経過するまで。

「発症」とは、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状（発熱など）が始まった日です。

（＊２） 「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」とは、発症した日や症状が軽快した日を0日目とし、翌日を1日目として数える。

「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

学 校 名 茨城県立牛久栄進高等学校

生徒氏名 (年 組)

病 名	
1	水 痘
2	流行性耳下腺炎
3	風 疹
4	麻疹
5	インフルエンザ（ ）型
6	その他（ ）

発症年月日 年 月 日

治ゆ年月日 年 月 日

上記の疾病は、医療機関名 において治療を受け、医師の指示に従い療養し、登校に支障がない状況まで治癒したことを報告します。

年 月 日

保護者氏名 印

* 受診を証明するものとして、医療機関の領収書または薬の説明書等のコピーを添付してください。